第十四条第一項中「工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）」を「日本産業規格」に改め、同条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一及び様式第二の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

様式第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

様式第五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

様式第七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

様式第九から様式第十七まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（有害性情報の報告に関する省令の一部改正）

第二条　有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省経済産業省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令

（商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年農林水産省通商産業省令第一号）

二　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省経済産業省令第四号）

（商品先物取引法施行規則の一部改正）

第二条　商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）を次のように改正する。

第百六条及び第百十条の二第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号、様式第十号及び様式第十二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○農林水産省経済産業省令第三号

環境省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

令和元年七月一日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○農林水産省環境省令第六号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

農林水産大臣　吉川　貴盛
環境大臣　原田　義昭

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第１（第２条関係） イ （略）	様式第１（第２条関係） イ （略）
（日本産業規格　Ａ４）	（日本工業規格　Ａ４）